

- まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた事業に対する国からの財政又は税制の支援
- 支援を受けるためには、国から地域再生計画の認定を受けることが必要
- K P I を設定し、毎年度効果検証を行うことが必要

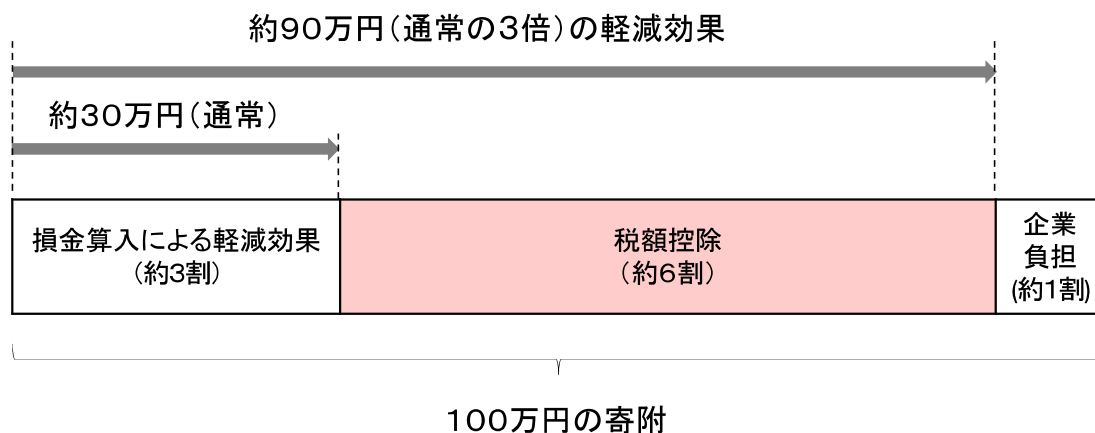
## 1 地方創生関係交付金について

- 「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられた事業のうち、先導的な事業への支援
- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ）

〔 地方創生推進タイプ：ソフト事業が対象 地方創生拠点整備タイプ：ハード事業（施設整備）が対象 〕	ソフト事業：地方創生推進交付金 7件 (R4交付額 157,513,080円)
	ハード事業：地方創生拠点整備交付金 4件 (H30～R3交付額 535,079,072円)
- 補助率は1／2

## 2 企業版ふるさと納税について

- 正式名称は地方創生応援税制
- 地方公共団体が行う地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合の、  
税制上の優遇措置  
※ただし、本社が所在する地方公共団体以外への寄附に限定
- 税の軽減効果は通常の寄附の3倍



【参考】 R4実績 寄附企業数 20社 寄附額 25,266千円

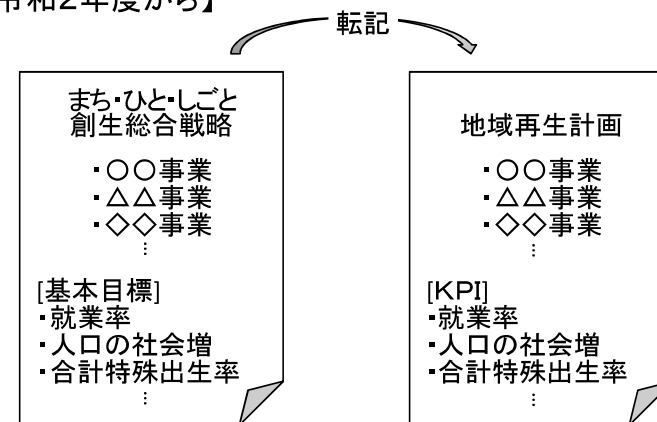
地域再生計画の認定手続き(イメージ)

【令和元年度まで】



地域再生計画: 事業ごとに認定が必要  
KPI: 事業ごとに設定が必要

【令和2年度から】



地域再生計画: 総合戦略の転記による認定が可能  
KPI: 総合戦略の基本指標の転記が可能